○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月十一日

関東地方整備局長　岩崎　福久

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　加須都市計画道路事業三・四・二十七号栗橋大利根加須線

三　事業施行期間　自令和七年四月十一日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県加須市大字琴寄字上川島、字浪寄、字荒川、字前通の二、字前通の一、字西後川、字東前通及び字後川の三並びに大字北下新井字野中地内

使用の部分　埼玉県加須市大字琴寄字西後川地内

○中部地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町字細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	B A	一九・〇〇～九・〇〇 八五・〇〇～一二九・〇四 メートル	一三〇・一三四 三三・八〇〇 キロメートル
	後	B A	一九・〇〇～九・〇〇 八五・〇〇～一二九・〇四	一三〇・一三四 三三・八〇〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　佐藤　寿延

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	鈴鹿市北玉垣町字小塚一八三三番一から同市北玉垣町一八三三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十一日

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大竹市晴海一丁目一番三から岩国市室の木町五丁目四〇番一まで	前	B A	一二・〇〇～一八・八八～一二・〇〇 七一・五三～一三四・四〇 メートル	一〇・二四一 九・〇七三 キロメートル
	後	B A	一二・〇〇～一八・八八～一二・〇〇 七一・五三～一三四・四〇	一〇・二四一 九・〇七三

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路法等の一部を改正する法律

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律

議案受領

四月九日参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月九日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

道路法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案

質問書転送

四月九日次の質問主意書を内閣に転送した。

国際オリンピック委員会会長選挙に関する質問主意書

公営五競技における利用者へのポイント付与がもたらす諸課題に関する再質問主意書

在留外国人の国民年金保険料の納付率がわずか四十三・四％であることに関する質問主意書

新市場開拓用米に関する質問主意書

内閣官房報償費に関する質問主意書

米国ハワイ州カウアイ島における自衛隊員による車両死亡事故に関する質問主意書

議事日程

四月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十六号

令和七年四月十日（木曜日）

午後一時開議

第一　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

第三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第四　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第五　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第六　情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

一　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案付託

四月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第五六号）

外交防衛委員会に付託

港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

国土交通委員会に付託

議案送付

四月九日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案